




## 起業家教育及び起業支援に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）、三井住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）、株式会社レジェンド・パートナーズ（以下「丙」という。）及びNES株式会社（以下「丁」といい、甲乙丙丁をそれぞれ「当事者」という。）は、以下のとおり起業に向けた教育及び支援に係る協定書（以下「本協定」という。）を締結する。



### 第1条（本協定の目的）



本協定は、甲、乙、丙及び丁が協力し、起業家教育及び大学発ベンチャー支援に関して連携することを目的とする（以下「本目的」という。）。

### 第2条（各当事者の役割）

1. 甲、乙、丙及び丁は、本目的を達成するため、それぞれ以下の業務を行う。

- 
- 
- 甲： ①甲における、起業家育成を目的とした講義（以下「本講義」という。）の実施  
②丁の開催する起業家育成を目的とした教育プログラム（以下「起業塾」という。）の周知、会場の提供、その他の後援・支援  
③丁の運営するファンド（以下「本ファンド」という。）からの投資の対象の候補となりうる大学発ベンチャー又は大学の研究成果の活用についての丁に対する情報の提供  
④起業又はスタートアップ投資に関心を有する又は有しうる在校生、卒業生、教職員、研究室、大学に関連するベンチャー企業その他の企業並びに近隣の教育機関及び研究機関の他の当事者への紹介
- 乙： ①丁の開催する起業塾又は本ファンドからの投資等に関心を有する起業家、企業、大学及び地方自治体の丁への紹介  
②本ファンドへの投資に関心のある機関投資家の丁への紹介  
③機関投資家に対する本ファンドへの投資の勧誘
- 丙： ①本講義、起業塾及びスタートアップ投資に係るノウハウの丁に対する提供
- 丁： ①本講義のプログラムの策定及び講師の手配  
②起業塾の開催

### ③本ファンドによるスタートアップ企業への投資の検討

2. 丁は、本ファンドが甲から紹介を受けた起業家又は甲に関連する起業家に対する投資を行うか否かを任意の裁量により決定する。甲は、この決定に対して異議を述べることはできない。
3. 甲が丁にベンチャー支援策についての協議・助言を求めた場合、丁はかかる協議・助言の機会を設けるよう努力するものとする。
4. 本協定の規定にかかわらず、乙、丙及び丁は、甲以外の者と提携して、起業塾を開催することができるものとする。

### 第3条（連絡協議会）

1. 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく提携の実現に向けて必要な事項を協議するため、各自の実務責任者を構成員として、連絡協議会を設置することとし、その他必要な事項は別途定めるものとする。
2. 甲の実務責任者は、甲の担当理事又はその任の代理人とする。
3. 乙の実務責任者は、乙の役員又はその任の代理人とする。
4. 丙の実務責任者は、丙の役員又はその任の代理人とする。
5. 丁の実務責任者は、丁の代表取締役又はその任の代理人とする。
6. 連絡協議会は、前条に掲げる協力内容の計画、次年度の本講義の内容の見直し、諸課題の協議、情報共有等を行う。
7. 連絡協議会は、各当事者いずれかの申出があれば開催するものとする。

### 第4条（公表）

本協定に関するプレスリリース又は公表は当事者の合意に基づいて行うものとし、当事者は他の全ての当事者の同意なく本協定に関するプレスリリース又は公表を行わないものとする。

### 第5条（秘密保持）

1. 本条にいう「秘密情報」とは、本協定の存在及び内容、並びに本協定に基づいて当事者が相互に開示し、受領又は知得した情報をいう。なお、「秘密情報」を開示した当事者を「開示者」、開示を受けた当事者を「被開示者」という。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本協定における「秘密情報」として取り扱わないものとする。
  - (1) 開示者より開示を受けた時点で既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 開示者より開示を受けた後、被開示者の責によらず公知となった情報

- (3) 被開示者が秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
- (4) 開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報
3. 被開示者は、開示者の「秘密情報」を本目的以外の目的に一切使用してはならないものとする。
  4. 被開示者は、開示者の事前の書面による承諾なくして、開示者の「秘密情報」をいかなる第三者に対しても開示又は漏洩せず、その秘密を保持するものとする。
  5. 前項の規定にかかわらず、当事者は、自ら（乙については三井住友トラスト・ホールディングス株式会社を含む。）の役職員、自社及び関係会社が委嘱する弁護士、公認会計士、税理士その他守秘義務を負担する専門家、並びに、その他本目的のため開示が必要な第三者に対して、本目的のために必要最小限度の範囲内（内部管理目的の開示はこれに含まれるものとする。）で「秘密情報」を開示できるものとする。
  6. 前項の場合、当事者は前項に規定する者（法律上の守秘義務が課されている者は除く。）に対して、当事者が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとし、その在職中・退職後、又は委任契約等の期間中・期間後を問わず、「秘密情報」の秘密を保持させるものとする。
  7. 第4項の規定にかかわらず当事者は、行政庁、裁判所、捜査機関、自主規制機関、取引所その他の国内外の公的機関等に対して、法令等もしくは規則等又はそれらに基づく決定・命令・指示等に基づいて「秘密情報」を開示することができるものとする。
  8. 当事者は、本協定が終了した場合、又はそれぞれ開示者より返還請求があった場合には、開示者の指示に従い「秘密情報」及びその複製物（電磁的記録媒体を含む。）を開示者に対して速やかに返還し又は自らの責任において破棄するものとする。但し、乙の内部管理上、保管を必要とするものについては、乙が、本協定の有効期間内においては本協定に従い、また、本協定の有効期間経過後においては本協定に準じて、保管を継続することができるものとする。
  9. 本条は、本協定の終了後も3年間効力を有するものとする。
  10. 当事者は、故意又は過失により本条に定める各条項に違反した場合は、損害賠償責任を負うものとする。当事者は、他の当事者が、本協定に違反し、又は違反するおそれがある場合には、その差止め、又はその差止めに係る仮の地位を求める仮処分を申し立てることができるものとする。
  11. 被開示者は、開示を受けた秘密情報に個人情報が含まれる場合、個人情報の取扱いにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）等を遵守し、安全管理措置を講じるものとする。
  12. 被開示者は、個人情報の漏洩等の事故を知った場合又はそのおそれが生じた場合

には、直ちにその拡大を防止するための適切な措置をとるとともに、開示者にその旨を通知して、速やかに必要な対応策を開示者と協議し、事態解決に向け協力するものとする。

#### 第6条（反社会的勢力の排除）

1. 当事者は、自らが、本協定の締結日において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当事者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 前二項の違反による本協定の解除に伴い違反した当事者に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合であっても、他の規定にかかわらず違反した当事者は本協定の解除を請求した当事者に対し当該費用及び損害の請求を行わないものとする。
4. 前項の事由により、本協定の解除を請求した当事者に費用が発生し、もしくは損害が生じた場合には、違反した当事者に対して費用の償還又は損害の請求を行うことができるものとする。

#### 第7条（有効期間）

本協定は、本協定の締結日から2021年2月16日まで効力を有する。本協定の有効期

間の終了の6か月前までに、甲が乙、丙及び丁に対して終了を通知せず、かつ、乙が甲、丙及び丁に対して終了を通知しない場合、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### 第8条（通知）

本協定第5条から第7条までのいずれかの規定に基づく他の当事者に対する通知は、別段の定めがない限り、権限を有する者により適正に署名又は押印された書面により、以下の通知先に書留郵便によって送付することによって行われる。かかる書面は、各名宛人に到達した日（又は到着日が営業日でない場合、直後の営業日）にその効力を生ずる。以下の通知先に変更がある場合には、速やかに他の当事者に通知する。

（甲に対する場合）

住所：長野県松本市旭3-1-1

担当部署：研究推進部産学官地域連携課

（乙に対する場合）

住所：東京都千代田区丸の内1-4-1 三井住友信託銀行本店ビル

担当部署：法人アセットマネジメント企画推進部

（丙に対する場合）

住所：東京都港区六本木2-2-6

担当部署：代表取締役

（丁に対する場合）

住所：東京都港区六本木1-4-5 16階

担当部署：代表取締役

#### 第9条（本協定の変更）

本協定は、全当事者の書面による合意によってのみ変更することができる。

#### 第10条（誠実協議）

本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈につき疑義を生じたときは、当事者の間において誠実に協議の上解決する。

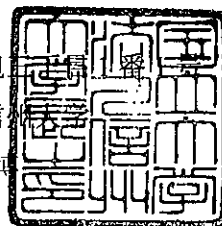
（以下余白）

以上の合意を証するため、本書4通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年2月17日

甲：

長野県松本市旭  
国立大学法人信  
学長 濱田 州博



乙：

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社  
代表取締役社長 橋本 勝



丙：

東京都港区六本木二丁目2番6号  
株式会社レジェンド・パートナーズ  
代表取締役 石川 智明



丁：

東京都港区六本木一丁目4番5号  
NES 株式会社  
代表取締役 今川 信宏



